

としま子ども食堂ネットワーク（と子食ネット） 会則

第1条（会の名称）

この会は、こども食堂をはじめとする、子どもの支援活動を豊島区内で行う団体等により結成し、その名称は、「としま子ども食堂ネットワーク」（以下「本会」という。）とする。

第2条（本会の目的）

本会は、豊島区を中心とする地域に居住する様々な家庭環境にある子どもやその保護者に対して、食事の提供を行い、食事をきっかけに集い、安心して自分らしく過ごせる居場所となることを目指し活動する、豊島区内の「子ども食堂」が連携、協力して事業展開における課題の解決を図る。そしてひいては、参加する子どもや保護者が地域の仲間と繋がりながら、成長していくことを目的とするものである。

第3条（本会の事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) ネットワーク会議の開催
- (2) 活動の情報共有、運営協力、各種連携
- (3) 活動の周知、広報
- (4) 子ども食堂立ち上げの支援
- (5) その他、会の目的を達成するために必要な活動

第4条（会員）

本会の会員は本会の目的に賛同し、その趣旨に合致する活動を実施する個人及び団体で、別紙のとおりとする。新たに会員を加える場合は、会員の承認をもって認めるものとする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

- (1) 代表（本会を構成する事業者の各代表による共同代表とする）
 - (2) 会計（1名）
 - (3) 監事（1名）
- 2 前項の役員は事業年度の初めのネットワーク会議で選任する。
- 3 任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条（職務）

代表は本会の業務を統括する。

- 2 会計 会計は会の会計事務を処理する。
- 3 監事 監事は会の会計事務を監査する。

第7条（会計）

本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

第8条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第9条（ネットワーク会議）

ネットワーク会議（以下、会議という。）は、本会会員、豊島区、豊島区民社会福祉協議会、その他関係団体が集まり、情報交換や相互協力のため、年に4回開催するものとする。

第10条（議事録）

会議の議事については、議事録を作成する。

第11条（事務局）

本会の事務局は「豊島区子ども家庭部子ども課」内におき、会議の開催に関する事務、各種連絡調整等を行う。

第12条（サポーター）

本会に対する豊島区、豊島区民社会福祉協議会、その他関係団体の関わりは、サポーターとして会議等の機会に助言及び協力等をするものとする。

第13条（会則の改正）

会則の改正は会員の2/3以上の承認をもって決する。

第14条（細則）

この会則に定めない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、会議で定める。

附則

この会則は2017年4月1日より施行する。

この会則は2017年8月21日より改訂する。